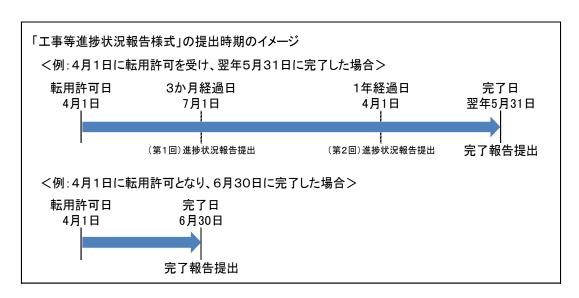
農地転用許可にあたっての注意事項

提出がありました農地転用許可申請については、次のことにご注意ください。

- 1. 紛失等があっても許可書の再交付はできませんので、大切に保管してください。
- 2. 許可申請書に記載した転用計画をやむを得ず変更する場合は、別途、農地転用許可申請が必要となる場合がありますので、あらかじめ農業委員会へお問い合わせください。
- 3. 許可後3か月経過時、1年経過時及びその後1年毎に、若しくは転用計画が完了した時は、「工事等進捗状況報告様式」に進捗状況又は完成状況が分かる「写真」を添付して、農業委員会へ必ず提出してください(2回目以降は同封の様式をコピーしてご利用ください)。



- 4. 進捗状況又は完了報告の提出が無い場合は、文書等で提出を督促します。
- 5. 許可を受けた転用計画と異なる目的での工事施工、進捗状況や完了報告の 未提出は農地法違反となり、原状回復等の措置を講ずる命令の対象及び刑事 罰の対象となる場合がありますのでご注意ください。

事務担当

519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2 玉城町農業委員会

電話: 0596-58-8204 FAX:0596-58-4494